

# ケアハウスとは？

## 1. 利用者いただける方は？

- (1) 年齢が60歳（夫婦の場合はどちらかが60歳）以上の方。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる。または、高齢のため、自立して生活するには不安があり、家庭の事情などで同居や援助が受けられない方。
- (3) ある程度自立した生活ができる方。
- (4) ご本人自身が施設を見学され、入居を希望される方。
- (5) 感染症や認知症の症状が見受けられない方。

## 2. 利用料は？

- (1) 利用料は国の定めによって①生活費、②事務費、③居住に要する費用の合計額を、毎月25日までに支払って頂きます。
- (2) 生活費には、11月から3月まで暖房費が加算されます。
- (3) 事務費の本人負担額は所得によって決まります。（不足分は国、県から助成されます。）
- (4) 居住に要する費用は、階層に関わらず月々15,000円お支払いしていただきます。退去時のハウスクリーニング代はいただきません。
- (5) 水光熱費は、使用した電気料金と水道料金月々1000円お支払いしていただきます。
- (6) 特別なサービスに要する費用は、実費を負担して頂くことになっています。
- (7) 利用料等は、法令の改正があったときは改訂されます。

### 3. サービスは？

(1) 相談、助言等

生活状況や健康状態等の相談に応じ、助言致します。

(2) 食事

個人の嗜好に合わせ、3食提供します。

医師の指示があれば、特別の食事も提供します。

(3) 入浴

隔日以上の頻度で、入浴できるよう準備します。

入浴介助は行いません。

(4) 緊急時の対応

急病、災害等、緊急時の対応がとれる体制になっています。

(5) 夜間の管理体制

併設施設の職員が対応します。

(6) 在宅福祉サービスの利用

身体機能の低下等により、介護を必要とする状態になったときは、各種の在宅福祉サービスを利用して頂きます。

費用は自己負担となります。

(7) 保険衛生

定期的に健康診断を受ける機会を提供します。

(8) 利用者の活動への協力

自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行うときは協力します。

(9) その他

建物、設備や共用部分の維持管理等を致します。

町や関係機関等との連携を致します。